

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成30年6月7日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 零時45分

### 出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直一人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事官兼生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長	猪狩力君
復興振興課長	黒沢真也君

復 旧 課 長	三 瓶 清 一	君
教育総務課長	飯 塚 裕 之	君
拠点整備課長	竹 原 信 也	君
郡山支所長	斎 藤 一 宏	君
参 事 兼 いわき支所長	三 瓶 雅 弘	君
主幹兼拠点整備 課 長 補 佐	渡 辺 研 也	君
税務課課税係長	伊 本 和 明	君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 係 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 係 主 査	杉 本 亜 季

説明のため出席した者

【1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について】

環境省福島地方 環 境 事 務 所 首 席 調 整 官	上 田 健 二	君
環境省福島地方 環 境 事 務 所 中 間 貯 藏 部 輸 送 課 長	二 井 幸 徳	君
環境省福島地方 環 境 事 務 所 中 間 貯 藏 部 輸 送 課 上 席 輸 送 調 整 官	坂 路 誠	君
環境省福島地方 環 境 事 務 所 環 境 再 生 課 課 長	須 田 恵 理 子	君
環境省福島地方 環 境 事 務 所 環 境 再 生 課 主 査	中 川 春 菜	君

環境省福島地方  
環境事務所  
環境再生課  
建物解体廃棄物  
処理推進室室長

中川正則君

環境省福島地方  
環境事務所  
放射能汚染課  
廃棄物対策課  
滞留廃棄物対策室  
室長

島田智寛君

環境省福島地方  
環境事務所  
放射能汚染課  
廃棄物対策課  
特定廃棄物処分  
推進室室長

高木恒輝君

環境省福島地方  
環境事務所  
減容化施設整備課  
課長

小島啓之君

#### 付議事件

1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について（環境省）
2. 特定復興再生拠点区域における除染等について（企画課・復興推進課・住民課）
3. JR常磐線夜ノ森駅東西自由通路整備事業について（拠点整備課）
4. 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（税務課）
5. その他

開 会 (午後 零時45分)

○議長（塚野芳美君） 午前に引き続きお疲れさまです。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋め立て処分事業についての説明を受けるとともに、町側からは、特定復興再生拠点区域に関する説明案件といたしまして、特定復興再生拠点区域における除染などについて、JR常磐線夜ノ森駅東西自由通路についての2件、6月定例会の提出を予定しております議案といたしまして、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件、その他といたしまして、さくらモールとみおか入店者の決定について、JR常磐線新駅設置に係る負担金についての2件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございます。

次に、説明のために環境省職員の皆様が出席されておりますので、代表いたしまして、上田福島地方環境事務所首席調整官よりご挨拶をいただきたいと思います。

上田さん、お願いします。

○環境省福島地方環境事務所首席調整官（上田健二君） いつも大変お世話になっております。環境省福島地方環境事務所、上田でございます。

平素より環境省の各種事業にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。また、本日は、環境省の各種事業の進捗状況につきまして、ことしの2月の全協に引き続きましてまたご報告をする機会をいただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまで富岡町における私どもの各種事業は、大きな事故はなくおおむね順調に進めさせていただいておりますが、私から冒頭2点だけ簡単にご報告をさせていただきます。

まず1点目、富岡町の特定復興再生拠点の除染、解体工事につきましては、先週5月30日に発注公告をいたしました。拠点関連事業の今後の進め方につきましては、また後ほど町からご説明をいただけると存じますが、環境省としても、町と緊密に連携をして進めてまいりたいと考えております。

それから2点目、以前よりご心配をおかけいたしております富岡町仮設焼却炉の撤去後の問題につきまして、富岡の炉で焼却し切れないものにつきましては、浪江の仮設焼却炉で広域処理をすることで、浪江町及び議会にご了解をいただいたというところでございまして、本日の議題にはございませんが、後ほどこれもあわせてご説明をさせていただきたいと考えております。

今後とも富岡町の復興と町民の皆様の帰還を後押しさせていただくため、各種事業を引き続き丁寧に、確実に実施してまいり所存でございます。本日もよろしくご指導いただければと存じます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 福島地方環境事務所の須田です。

資料1-1と書いてある除染工事等の状況についてという資料をごらんください。まず、おめくりいただきまして、資料1-1でございます。平成29年度の除染工事等の進捗結果をまずご報告いたします。最初のぽつでございますけれども、夜の森の先行地区の除染、こちらについては309件の除染を解体工事との調整などをしながら進めてまいりました。29年度内に153件の除染が終了してございます。引き続き、解体工事と調整をしながら、残りの分について進めていきたいと考えてございます。

それから、フォローアップ除染については、町民の方からのお問い合わせ案件、これにつきまして年度内に368件の対応を完了してございます。解体工事との調整ですとかあるいはお問い合わせの時期によっては、年度内に対応終わっていないという案件もございますけれども、こちらについても引き続き対応を進めていきたいと考えております。それから、事後モニタリング結果からの抽出案件と書いてございますが、こちらは宅地に隣接する森林からの影響が考えられるという案件でございますけれども、541件そういったお宅を調査対象にしてまいりましたが、これまでに440件の対応が完了してございます。実際にその対策をとった案件、それから調査に行ってみてその結果をご説明してご了解をいただいた案件、そういう案件が含まれてございます。残りの案件ございますけれども、こちらにつきましては、昨年度行った事後モニタリングの結果なども参考しながら対応必要かどうか改めてまた調査などを進めていきたいと考えております。それから、その他の公道等、6号線の植栽ですか、あるいは公道の線量がお宅の線量にきいているのではないかというような案件については、131件の対応を完了してございます。

大きな3つ目のぽつ、里山再生モデル地区の除染ですが、こちらグリーンフィールドについては完了いたしました。その周辺の遊歩道については、22路線が対象となってございますけれども、16路線がこれまでに、年度内に完了してございます。残り6路線については、現在施工をしてございます。

事後モニタリングも、昨年度実施してまいりました。こちらについては、次のページから少し詳細

なご報告をいたします。

1—2ページでございます。事後モニタリングの結果です。これまでの除染前、除染後、28年度の事後モニタリングの結果に、赤く29年度の事後モニタリングの結果というのを追加してグラフでお示ししてございます。全地目でごらんいただきますと、除染前 $1.97 \mu\text{Sv}/\text{h}$ であったものが、2回目の事後モニタリングでは $0.54 \mu\text{Sv}/\text{h}$ になってございます。宅地をごらんいただきますと、 $1.98$ から $0.42$ ということで、79%の低減が見られてございます。

1—3ページには、その全地目の分について、2度目の事後モニタリングとその前の直前の事後モニタリングの結果をヒストグラムでお示ししてございます。全体的にその1度目から2度目の事後モニタリングかけて、山が線量低い側に寄っているということがご確認をいただけるかと思います。

次のページ、1—4に参りますと、1—4、1—5では同様の資料になってございますが、こちら1センチの空間線量率をお示ししてございます。同様ですけれども、全地目では $4.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ だったものが $0.65 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、それから宅地に限れば $5.79$ だったものが $0.53$ まで低減をしているということになってございます。

同様に、1—5ではヒストグラムでその結果をお示ししてございます。

1—6には、今回の事後モニタリングの結果をメッシュマップの形にして、あとビジュアル的に結果をお示ししてございます。1—7には除染前、除染後、それから事後モニタリング1度目、2度目ということで、同様のメッシュマップ時系列に並べてございますが、次第に青い部分がふえていく、線量が低いところがふえているということがご確認をいただけるかと思います。以上が29年度の事後モニタリングの結果でございます。

1—8ページでございますが、こちらが今年度、30年度の主な除染の工程などについてお示しをしてございます。最初に申し上げましたとおり、夜の森の地区の先行区域については、引き続き除染を実施してまいりますけれども、おおむね夏ころまでと考えております。夏ころには、その下の特定復興再生拠点区域に工事を立ち上げまして、そちらで継続的に夜の森地区の除染をやっていきたいと考えてございます。拠点区域の工程については、後ほど町から少し詳しい説明があると伺っております。

それから、フォローアップ除染については、町民の方からのお問い合わせ案件あるいは事後モニタリングで再汚染などが行われる案件などについては、今年度も引き続き確認して対応をとってまいりたいと考えてございます。それから、今年度につきましても、事後モニタリングを実施する予定でございます。

除染については以上です。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 環境省、中川でございます。続きまして、私から建物解体などについてご説明をさせていただきます。

では、私から建物解体工事などの状況と表題書いてございまして、仮設焼却施設のご報告も踏まえ

てご説明をさせていただきます。おめくりいただきまして、資料右方に2-1と書いてあるページでございまして、建物解体工事の状況についてご報告をさせていただきます。解体申請の件数及び実績でございますが、解体申請の総数ということでございまして、現時点夜の森先行拠点区域合わせまして2,946件の申請頂戴しておるところでございます。解体の実績でございますが、今年度の平成30年度の64件を加えまして、解除済み区域が2,084件、夜の森区域が126件という状況でございまして、下の2つ、総計でございますが、2,208件となってございます。申請いただいている2,946件から2,208件を引きまして、残り未対応案件というものが今738件残ってございますので、今年度中にこちらの残りの案件を対応していく予定でございます。

下半分の本年度の解体工事の状況でございます。件数867件の工事を発注してございまして、今進んでおるところでございますが、解体の件数やキャンセルなどございますので、867件全てできるかどうかというのは、今のところ未定でございますが、減る可能性というものもございます。工期12月末までとさせていただいてございますが、解体の進捗や町民の皆様のご要望に応じまして、変更の可能性というものが考えられると考えております。現在の進捗のところでございますが、先週末時点で解体済み件数が64件、班体制でいいますと現在57班入っているという状況でございます。環境省からも、常に切れ目なくという発言をさせていただいてございましたところ、解体済み件数が少し遅いと。64件という状況につきましては、非常に申しわけなく思っているところでございまして、この本年の工事につきましては、2月から立ち会いを進めてまいりましたけれども、町民の皆様からの立ち会いのご希望が暖かくなつてからのゴールデンウイークごろですとか、あとは内部の片づけに時間がかかるので、もう少し解体の時期を遅くしてほしいですとか、そういったご要望も多くございまして、そういったご要望になるべく応えるという姿勢で対応している関係で、今この時点では解体済みの件数というものは伸びていない状況ではございますが、この資料にありますとおり、立ち会い済みの件数現時点で330件ございまして、今後の予定のところにございますが、6月末までに90班体制を確保していくという計画で進めていく予定でございます。今後この7月以降も、90班体制を維持して常に解体工事が進んでいる姿を見せるということをしっかりとやっていきたいなと思ってございます。引き続き、班体制余り多くなり過ぎて、町民の皆様の交通の安全ですとかに支障が来すことがないように、基本的には90班体制でしっかりと進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上が建物解体工事のご報告でございます。

次の資料、右方に2-2と書いてある資料でございます。富岡町の仮設焼却施設のご報告でございます。これまで、この全員協議会におきましても仮設焼却施設のスケジュールどうなるのかというご指摘を頂戴してまいつたところでございますが、今般改めまして今後の話につきましてご報告させていただきたいと思ってございます。まず、右方の2-2の資料でございますけれども、右の表をござらんいただければと思いますが、これまでの処理実績を記載してございます。可燃物の焼却処理の実績につきましては、昨年度末の時点で約15万トンという状況でございました。また、右下の破碎選別

施設の処理の実績につきましては、約16万トンという状況でございます。

おめくりいただきまして、右方2-3の資料でございます。環境モニタリングの状況ということでございまして、次ページの2-4に詳細を載せてございますけれども、2-3の冒頭、環境モニタリングの状況、共通というところでございますが、空間線量、放射性物質の濃度等につきまして、異常というものは見られていないという状況でございます。また、排ガス中の放射性物質濃度につきましても、検出下限値未満となっております。その下の平成30年度の処理計画でございますけれども、処理期間のところでございますが、後ほどご説明しますけれども、仮設焼却施設につきましては30年9月まで、破碎選別施設につきましてはことしの12月までを予定してございまして、処理計画量につきましては、右の表にあるとおり可燃物の焼却につきましては1万5,000トン、不燃物につきましては約3万トンということを予定してございます。

次のページの2-4につきましては、ご参考までにと思ってございます。

おめくりいただきまして、右方2-5のページでございます。こちらがこれまでご宿題としていろいろお読みいただきおりましたスケジュールについてもらってきたものにつきまして、本日ご説明をさせていただければと思ってございます。1つ目のぽつでございますが、これまで富岡町における仮設焼却施設などにつきましては仏浜、毛萱地区における県の防災林事業、広野小高線の事業が平成32年度内に施工完了するよう環境省としても撤去するということで、具体的には県の担当部局と調整してまいりました。また、富岡町における仮設焼却施設の撤去後の焼却どうするのだという話もございまして、その点につきまして、2つ目のぽつでございますが、今般富岡町焼却施設の焼却終了後における富岡町から発生する廃棄物の処理先につきまして、冒頭挨拶でも申し上げましたとおり、浪江町の仮設焼却施設での広域処理につきまして、めどが立ったところでございます。つきましては、3つ目のぽつでございますが、富岡町における焼却施設につきましては、以下のようなスケジュールで進めていきたいと考えてございます。ことしの平成30年9月におきまして、富岡町の焼却施設での焼却を終了するという予定で考えております。富岡町の焼却施設終了に伴いまして、浪江町の施設での焼却処理というものを開始していきたいと考えております。翌月10月でございますが、富岡町焼却施設の撤去作業を開始いたします。ことし平成30年12月には、破碎選別施設の稼働自体を終了させていただき、来年1月に撤去作業を開始する予定でございます。その結果でございますが、平成31年7月、約1年後の7月に富岡町の焼却施設及び破碎選別施設の撤去を完了する予定でございます。その後の来年8月に、県に対しまして用地の引き渡しを行いまして、県におきます防災林、広野小高線の事業を開始していく。その後、平成32年度内に県事業を施工完了していく、そういうことを考えてございますので、ご報告をさせていただきます。

次のページ、右方2-6でございますが、左の図はご参考までにでございますが、右の図につきましては、富岡町における可燃物を浪江町の仮設焼却施設に運ぶ際には、ごらんのとおり6号を北上して運んでいくということを考えてございまして、小良ヶ浜における仮置き場に可燃物を置きまして、

そこから北上して運搬するということを考えてございますので、あわせましてご報告をさせていただきます。

以上が建物解体と仮設焼却施設のご報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） フォローアップとこの里山再生のことでお聞きしたいのですけれども、里山再生もグリーンフィールドが完了してきたということで大体状況がわかってきたのかなと思うのですけれども、フォローアップのその1—2の1メートルも1センチもそうなのですけれども、やはり森林のところの影響、森林の空間線量がまだ高い状況にあるわけですけれども、この里山のモニタリングの状況を考えますと、森林もある程度のことすれば、森林全体どの部分になってくるかもあるのですけれども、宅地に近い森林、いわゆる里山と言われているところはもっと下がってくるのかなと思うのですけれども、その辺に対してこのフォローアップの結果でどういう方向で進んでいるのかということをお聞かせください。

それから、解除になった部分のフォローアップも大分進んでいるような形なのですけれども、この住民に問い合わせがあったということが結構書かれているのですけれども、事後モニタリングをした上で高いところとか、そういうところというのははっきりしてきていると思うのですけれども、ただ大枠のその敷地の平均の空間線量のところだけではなくて、部分的に高いところがまだ結構残っていると思うのですけれども、そういうところに対して積極的に建物の所有者とか地主さんに対してフォローアップを進めていくというような考えがあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 1点目のご質問は、そのフォローアップの中でということですので、宅地隣接森林のフォローアップをした結果ということでしょうか。

○7番（遠藤一善君） 鑑みて、全体の森林のところ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） そういった結果を受けて、今後の森林の除染についてどうするかというご質問ということでおろしいですか。わかりました。

まず、宅地隣接森林のそのフォローアップの結果については、事後モニタリングの中で測定をしておりますけれども、済みません、今手元にデータがなくて、その結果がどうだったのかといういうのは今ちょっと手元ないので、後ほどご報告したいと思います。

里山再生モデル事業については復興庁、林野庁、環境省で進めておりまして、今その富岡町のグリーンフィールドほか十何カ所でモデル事業やってございますけれども、この結果取りまとめるのが来年度ということでなっております。それを受け、モデル事業を受けたその後の展開を考えると聞いております。現時点でのモデル事業の結果、どういった方針になるということがまだ決まっていな

い状況でございまして、この結果ちょっと今後どうしていくかというのは、他省庁も含めて相談していくことになろうかと思います。

それから、解除エリアについてのそのフォローアップ、町民の方からのお問い合わせだけではなくて、事後モニタリングの結果を受けてこちらから積極的に何か対応をとらないのかということでございますが、こちらで事後モニタリングの結果などから例えば再汚染が懸念されるであるとか、取り残しがあるとか、そういうことが気づけば、こちらから積極的にフォローアップをやるということで対応していきたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 森林に関しては、来年度というと31年度だと随分遠い先のような感じがするのですけれども、線量で森林のところは非常に高い状態が続いているので、なるべく早くこのモデル事業、富岡だけではなくてやっているのをどうから、モデル事業の結果をもとにやっぱりどういうふうにすれば下がっていくのかということをきちんと考えていただきたいと思います。

それから、フォローアップなのですけれども、特に富岡の解除されたところですと、最初のフォローアップを始めたときと持ち主がかわったりとか、使用者というか利用者が使っていなかったところが使っているようになったりとかということが起きてきてていますので、そういうところの今現在使用している人、所有している人たちの考え方というのもきちんと把握していただいて、そちらもスムーズに状況を把握し、どうしても宅地の住宅のところは、自分の家に戻る人は丹念にチェックをしていますけれども、違う人がそこを利用したりしていると、その前の現在のデータがないので、そこでちょっといろいろ出てきてしまうと。いざそこを使い出したら高いところがいっぱいあったとかということなので、どうしても先ほども言ったように平均で見ると高くなりますけれども、やはり雨の落ちてくるところとか雨垂れの落ちてくるところ、あとアスファルトとかコンクリートの割れているとか、そういうところはやっぱり高いところが確実にあるので、言われる前にぜひとも対応していただきたいということを再度ちょっとお願いしたいということ。

それからもう一つ、ちょっとここにはないのですけれども、結局除染が完了して建物の除染も終わって引き渡しというわけではないのですけれども、終わりましたということで終わっているのですけれども、実際に町内でこの解除になったところで、特に屋根に関して非常に線量が高いまま残っているところがあって、前回もお聞きしたときに屋根の再除染、建物のフォローアップはしないということだったのですけれども、フォローアップをしないということでその屋根材を廃棄に回して、ふきかえをすると今度はその屋根材が持つていけないというか、どこでも引き受けくれないような状況が起きているのですけれども、その辺のところは環境省で廃棄物では把握をしているのかどうか。把握をしているのであれば、それを今後どうしていこうと思っているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 森林除染の件については、ちょっと

東京とも相談しますので、その際に今のようなご意見きちんと伝えてまいりたいと思います。

それから、宅地売買なんかがされて持ち主の方が変更されたという場合についても、丁寧に対応していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） 滞留廃棄物対策室長の島田でございます。最後の点、廃棄物になる場合ですけれども、ご承知のとおりいわゆる8,000ベクレル以上の廃棄物につきましては、こちらは国が指定廃棄物として指定をして処理を行っていくということでございますので、一方でその指定をいざ行うに当たっても、いろいろ手続的な面で多少の煩雑な面とかもあるかもしれません、こちらはそういった線量の高いもの、濃度の高いものを抱えることになってしまった方にできる限りわかりやすい説明をしながらその指定の手続を行い、その上で環境省が最後にはきちんと引き取って処理を進めていくということで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

7番、遠藤一善君。要約して、聞いているほうもなかなか難しくなるので、端的に質問してください。

○7番（遠藤一善君） わかりました。

8,000ベクレルは、仮に超えたときにガイドラインが出ているようなのですが、ガイドラインは10メートル近づかないようにということで、今最終的にはというのですけれども、それをずっと宅地に置いておくことになってしまふわけで、そんな8,000ベクレル超えているようなものを宅地にずっと置いたままそこに生活をしなければいけない状態になってしまふので、速やかにもう8,000ベクレルを超えていたら、即環境省が仮置きなりなんなりにきちんと持つていってもらわないと生活ができない状況になってしまふのですけれども、その辺に関しては、そういうふうにしていただける方向で進んでいけないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） ご指摘の点でございますけれども、汚染に対処していくこの法律私ども根拠に指定廃棄物の申請やあるいは保管の委託などしておりますが、この制度上はどうしても指定廃棄物を保管している方に、国が引き取れるまでの間は一旦保管していただくというのが全体的な仕組みになってしまってはおります。一方で、実際にご自身の敷地の中でなかなか抱えておくのはもう大変といった声もあろうかと思いますので、その点はできる限り柔軟な対応ができないかということを考えていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 7番に関連する部分あるのですが、1—8、夜の森地区先行除染の部分で、建物解体済み宅地などの除染を実施中ということなのですが、解体した後に線量をはかって5センチ、10センチ、20センチと剥ぎ取って山砂最適関係覆土置きかえしているみたいなのですが、それはそれでいいのだけれども、民民境の境界を兼ねているブロックの基礎関係、またブロック関係、地主がこれはあと壊さないでここまでで置くようにといったときに、マイクロでなくベクレルで今8,000と言っているのだけれども、解体に伴って発生したものは8,000ベクレルで指定廃棄物云々というのだけれども、壊さないでそのまま残して8,000も1万2,000ベクレルもあったときにどのような取り方環境省はしているのか、これ解除区域も同じだったのだけれども、ちらっと前には言ったことあるのだけれども、何の返答もなかったからあえてここに出ているからその確認と、建物解体工事等の状況についての2—1、今後の予定というところの前後して、29年その2工事なのだけれども、立ち会い済み件数330、64件解体済みになっているから、330に対して266、これは数字上見ると進んでいるように見えるのだけれども、立ち会いしても、さっき説明にあったように何月以降にならないと壊さないでくれ、中片づけているから。いろんな理由で、これ330件のうちすぐ壊される件数というのは、多分に5割前後ぐらいしかないと思うのだけれども、あえて6月までに90班体制にして云々といったら、発注する国はどんどん前向きに発注しているように思われるのだけれども、実際は全然現地は進まない。余計なことだけれども、大熊、双葉が富岡と同じく解体、除染でどんどん進んでくると、危険手当がついているから業者関係もそちらに引っ張られてしまう。十二分こら辺は発注の国でわかっていると思うのだけれども、絵に描いた餅にならないような体制づくりをしてもらいたい。

それと、2—5、焼却の撤去関係で平成31年7月まで撤去完了ということなのだけれども、32年まで県工事だから、33年3月工期ぎりぎりだろうから、工事月日が日数が今から予定県でしている浜街道防風林等々の工事の工期に多分に間に合わないのかなと思うのだけれども、これまた早まる予定はあるのかないのかちょっと聞いておきたいのですが。

以上。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） いただきました1点目のご質問でございまして、例えば解体工事で基礎だけ残して上物だけ解体をしている場合、おっしゃるとおりその下に基礎が残っているということはあろうかと思いまして、その点について環境省で今の時点で8,000ベクレルを超えており、超えていないと確認をしていましたという状況ではございません。ですので、そのときやはり地権者様からのご相談をいただければ、我々としてどういう対応とれるかというのは、一生懸命考えさせていただきたいと思ってございます。

2点目の解体の進捗でございますが、実際に数値上はというお話をございました。ただいまのご指摘もしっかりと踏まえまして、絵に描いた餅にならないようにというのは十分にやっていきたいと思ってございます。

また、解体申請自体は、表に数字ありますとおり未対応案件738件ございまして、そちらも速やかに立ち会いのアポイントがとれるように調整してございますので、速やかに受注者に解体のこの案件を渡してどんどん立ち会いを進めまして、その8月希望、9月希望、また12月希望の方がいらっしゃったとしても、こういった90班体制がしっかりと維持されるように一生懸命やっていきたいと思ってございます。

○議長（塙野芳美君） 小島さん。

○環境省福島地方環境事務所減容化施設整備課課長（小島啓之君） ただいまの2—5ページのご質問でございますけれども、相双建設事務所、相双農林事務所とは、平成31年7月までに全てを撤去してくれれば県工事には支障はないという調整を進めてございまして、現在では県とのそういった調整踏まえた中での工程でございます。

一方で、議員ご指摘のように、不測の事態等もございますので、私どもとすればなるべく工期は前倒して進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 中川さん、先ほど答弁いただいたのですけれども、2—1の中でのその330件が立ち会い済みだと。でも、実際に合意されて着工できるのが半分ぐらいではないのかということに對してはどうなのですか。

中川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 実際に手元に数字はなく、正確な数字は申し上げることできませんけれども、ご指摘のとおり330件のうち少なくとも6月希望、7月希望、8月希望ですとか、そういった方が一定程度いらっしゃいまして、そうしますと330件やっていたとしても、この6月にその全て取りかかるということはないというのは状況としてはありますけれども、6月末に90班、90現場が行けるような状況ではあることは確かでございますので、7月、8月もそういった体制がとれるように受注者にこの解体の案件をしっかりと渡して、工事がとまることがないようにしっかりと進捗管理していきたいと思ってございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） ちょっと順番逆に質問します。今の答弁なのだけれども、立ち会い件数が進まない。結局現場がスタートできないのに、半数を今の57班体制から90班に上げるのは構わないけれども、遊びになって、先ほどちらっと説明の中にもあったけれども、1班に対して予想車両2台から3台となっていったら、ふやせばふやすほどかけていけば台数がすごくなる。しかも、今度困難区域に運び込むようになってきているのでしょうか。そこら辺も十二分理解して指示していくとは思うのだけれども、何かそのうち事件、事故発生するような心配事がふえていっているのだ。

それと、さっき建物解体済みのベクレルの話したのは、地下に埋まっているやつでない。出ているやつ。ブロックの基礎を残して、境界兼ねているから撤去しないで残すといったときに、この地上に出ている部分のコンクリート等々が8,000ベクレル以上あったらどうなるのと。解体したものは、

自然と指定廃棄物ということで指定されたマニュアル沿ってフレコンに入れる、ばら積みで指定されたところに運ぶ、それはわかるけれども、このとおり境界を兼ねて置いたとき、8,000以上1万2,000、2万ベクレルになったときに、どういう取り方を環境省はするのか。解体して壊さないものだから、それは考えないのだというのだが、そこの確認。

あと、2のこの県のやつは、県で了解しているのならばわかった。それはいいです。

その2点。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

1点目の解体工事の班数でございますが、ご指摘のとおりふやせばふやすほど運搬車両ふえまして、交通、帰還される町民の皆様への支障というものは当然考えられるところでございますので、環境省としましても、何が何でも90班ですとか、そういったことは考えておるわけではございませんので、工期を柔軟に延ばすなりして、まず第1には町民の皆様の安全、また小良ヶ浜区域には各種事業が複数ございまして、今も車両の交通調整してもございますので、そういったことに対しまして支障がないようには今調整してございますが、その都度柔軟に解体の搬送というのも、ただいまのご指摘踏まえまして、調整しっかりしてまいりたいと思ってございます。

2点目の表に出ている、表面に出ている基礎ブロックなどのお話でございますけれども、環境省の解体としましては、やはり所有者様が残してほしいとおっしゃられるものにつきましては、手を出すということは基本的にはできないものと考えてございますので、その残っている基礎が仮に線量が高いような場合があれば、その都度やはり一つ一つご相談させていただくなり、環境省からご指摘させていただくなりしてやっていくものかなと思ってございます。

以上でございます。

○12番（高橋 実君） 除染の見解は。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 今の解体をせずに残った建物の部分ということになるかと思うのですけれども、そういったものについては、解体工事終わった後に除染入りますので、その際に適した手法で除染をするということで、できるだけ線量を下げるということかと思います。

○議長（塙野芳美君） 須田さん、それ余り話かみ合っていないと思うのです。今具体的にブロックの基礎とかブロックとか残置している、その部分が汚染濃度が高いのを何か考えていますかと聞いているわけですから、その都度考えると、何かではあるのですか、具体的に。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） その都度というのは、どういった手

法で除染ができるかというものは現場の状況によって違うと考えておりますので、その残されたブロックとかの状態によって適した手法で除染をするということかと思います。

撤去はしないということは、その所有者様の意思だと思っておりますので、それを踏まえた対応をしていく……

○議長（塚野芳美君） 除染をするのですね。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） はい。

○12番（高橋 実君） するのならいい。

終わり。

○議長（塚野芳美君） いやいや、確認してください、私からではなくて。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） では、高いものは除染のフォローアップでも、今からやる本体の部分でも、目標値はないでしょけれども、下げるということでいいのね。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 解体されない建物で残されるものは除染対象になりますので、そういうものについてはできるだけ下げるということで対応させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） そうしたならば、解除区域で終わったところも、そういう場所がないとも限らないから再確認してください。何でか。私のこと言って申しわけないのだけれども、わかりやすいので。まるまる3回自宅除染して、まだ高いところがあって今予定組んでもらっているのだけれども、解除して1年だから、ここに戻って住んでいるのだから、そういうことがあるのだから、そういう例がある場所は再確認していくのであれば、除染で責任持って8,000ベクレル以下なら以下、1万2,000ベクレル以下なら以下で、これ厚労省も絡むのだから、ベクレルはだめですから、よろしくお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 除染ですと、申しわけありませんが、空間線量率でいろいろ対応しているというところは、効果などを測定しているということはご理解をいただいていると思っております。

ですので、ちょっと8,000以上か以下かというところで対応をどうするかということは申し上げられはしないのですけれども、解除済み区域についても、まだ取り残しとかそういう部分があるということであれば、対応していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 先ほど7番議員さんとの関連なのですが、所有者かわったり、所有者かわらないにしても、リフォームの廃棄物で8,000ベクレル以上になったものを指定廃棄物という捉え方で環境省さんが処理してくれるのでしょうけれども、その処理してくれる時間が余り長いと、例えば当然リフォームですから、宅地の中にある建物ですよね。100坪とか150坪の土地面積を想定した場合に、置く場所ないです。だから、スムーズに言われたらすぐに運んでもらわないと、そういう汚染されているものがフレコンバッグならフレコンバッグに入れてしまうと集約して強くなるわけですから、それはもう電話もらったらすぐ運んでもらわないと置き場所ないです。それで困るのです。震災後、学校の除染やら公的な除染やったときに、学校の校庭に埋めたりしたところもいっぱいありますよね、中通りで。そういう広い土地があるのだったら、幾らでも埋めておけばそれは一時しのぎにはなろうかと思うのだけれども、上に置く場合は置く場所がないから、それは電話もらったらすぐに運んでもらわないとこれは絶対まずいです。指定廃棄物で環境省が指定廃棄物ということで指定しているわけですから、そういう廃棄物を民間の宅地内に置くというの間違っています。それちょっとしっかりと答えてください。

あと、除染なのですけれども、1-1の夜の森の先行地区の除染、宅地が153件完了して、申し込みが309件あるのですか。これ約半分くらいですよね。解体との兼ね合いでいろいろ多分あるのかなと思うのですが、その中身についてどういう兼ね合いあるのかちょっとお聞かせください。というのは、解体申し込んでいるのだけれども、いつになつたら解体してくれるのだとか、解体終わっているのに除染まだやってもらえないのだけれども、どうなっているのだなんていう話よく聞くのです。だから、その兼ね合いの中身ちょっと聞かせてください。

あと、フォローアップ除染に関しても、これ問い合わせ案件が441件で368件が完了ということで、このあとの残っている部分は、いろいろ話し合いをした結果、多分やらなくともいいようになったのかなと思うのですが、その辺の中身と、あと事後モニタリングから出した対応完了、541件が440件、これ100件ほど残っているのですが、この事後モニタリングは当然やって、そこで除染するかしないか出すのでしょうかけれども、我々も今まで指摘している部分はいっぱいあろうかと思うのです。それで、高い部分全然手つけてくれないのです。といいますのは、何回も私言っていますけれども、満開の堤の6号線が路肩と言つたらいいか、堤の堤体と言つたらいいか、あそことしワラビ出ました。ワラビはかった結果1万3,000ベクレルあるのです。ああいう体育館周り、グリーンフィールド周り、里山除染で本当に隅々までやってもらっています。ありがたい話です。ただ、そういう場所に行く道路の脇のワラビをはかれば1万3,000ベクレルも出ると、すごい数字だと思うのです。何回言ってもやらないのです、あれやります、やりますと言つて。あとは、この役場庁舎の前、保健センターの前のり面、途中でぼつっと切れていますけれども、今JRでJRののり面、土10センチくらい、多分除染だと思うのだけれども、剥ぎ取りして今やっています、その下。多分高いからやっているのだと思うのです。当然そこも高いのではないかと私思うのですが、事後モニタリングの数字わかれれば教

えてください。多分低かったらやらない理由になると思いますので、その3点です。

あと、里山モデル事業に関しては、22路線で完了が16路線ということで、今現在まだ完了していない部分があって、大体ほぼ満了するのかなという思いはしております。

その4点、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） ありがとうございます。

1点目でございますが、先ほどお答え申し上げた点とある程度重なってきてしまうかとは思いますが、この指定廃棄物の制度全体からしますと、一度指定廃棄物指定を申請していただいた方に、その後一時保管者として国が引き取りができるまでの間は保管をしていただくということがどうしても全体的なたてつけにはなってございます。一方で、おっしゃるように現にそういう場所がないですか、あるいは今後復興の事業進む中でそういう声も多々出てくるところかとは思いますので、そこは復興の妨げにならないような形での対応何ができるか考えさせていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 中川春菜さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課主査（中川春菜君） 夜の森の先行区域について、解体と除染との兼ね合いどのようにになっているのか、具体的にどういったことになっているのかというご質問についてなのですけれども、建物解体で先に建物解体が入って、その後に除染がなかなか入らないというようなケース、確かにご指摘のようにありますけれども、これは建物解体工事でなかなか丁寧に作業を行っても、どうしても地面を、表土を荒らしてしまうということが起きますので、解体、除染に入る前に一度モニタリングをして、改めて建物の基礎の真下で本当であれば除染をしなくとも大丈夫と思っている場所に万が一汚染土が入り組んでいたりしたら取り残しになってしまいますので、そういう点をよく確認しながら作業に入っているというような状況でございます。なかなか早く除染をしてきれいな状態にという住民の方のご期待に十分に添えていない状況で申しわけないですけれども、丁寧に1件1件確認しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

それから、問い合わせ案件や事後モニタリングで抽出した案件、それぞれ80件ほどと100件ほど残っておりますけれども、問い合わせ案件については、今年度になって少し年度が変わりまして、昨年度の事後モニタリングの結果の報告書をもらった住民の方から問い合わせが入っておりますので、その関係で、タイミングの問題でまだ少し対応ができないというものがあるのと、それからこれは事後モニタリングから抽出した案件もそうなのですけれども、実際に調査に行ったりお話を伺ったりすると、実は近々建物の解体工事に入る予定なのだよねというようなお話があつたりします。そういう場合には、建物解体が終わった後にもう一度調査しますねということで一旦保留にして、忘れずにでは建物解体が終わったらもう一度来ますということで保留している案件があるので、こういった形で残っておりますが、実際の本当の未対応、まだ相談を受けたけれども、一回も現場に行っていな

いとか、そういうものはタイミングの問題でわずかにあるという程度に限られております。

続いて、ご指摘をいただいておりました堤のあの堤体の部分であったり、役場ののり面のちょっと役場から少し離れた側というか、6号に近い側の部分なのですけれども、こちら現場に線量の確認と必要に応じて対策を役場とも相談してよく決めてくださいということでちょっと指示をしていたのですけれども、確かに現在の状況私のほうで線量が実際に幾つぐらいだったかというような点十分に把握しておりませんので、後ほどよくまた確認をしてご報告をしたいと思います。いずれにしましても、ご指摘をいただいた案件についてまだ対応不十分な点がある点については、大変申しわけなく思います。引き続き、1件1件取りこぼしないよう取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

里山モデル事業については、おおむね16路線完了していまして、これ以外に2から4路線ほど既に今着工しております。まだ着手していない路線も2路線ほどありますが、こちらも順調に進むのかなといったところです。これから夏場で熱中症などもふえてきますので、しっかりと現場を管理しながら作業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん、今話出した満開の堤のところの話と、それからその役場敷地の外れののり面、これもう大分何ヶ月もたつのです。ですから、それ確認していただいて、検討、検討ではなくて、もういいかげん幾らだったからやるとかやらないとか、いい加減進めてほしいのです。民間のももちろん大事ですけれども、その部分ももう相当の月数たちますよね。ぜひその辺ははっきりしたことをお答えいただきたいと思います。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） リフォームの指定廃棄物、これは今の答えでは納得しないのです。それは、環境省さんのマニュアルでしょう。ただ、そのマニュアルをうたって、では民間に置いた汚染物質でそのリフォームしているうちの人、リフォーム業者、どうぞ被曝してくださいと言っていると同じでしょう、そんな人の近くに置く自体間違っているのですから。そうでしょう。だから、電話もらったら、8,000ベクレル以上であれば指定廃棄物なのだから、環境省さんの責任ですぐに持つていってもらわないと困ります。手続上の問題どうのこうのと言われても、リフォーム業者だって被曝するし、例えば住みながらやっているリフォームだったら、その持ち主も毎日被曝していくわけですから、それは電話もらったらすぐにもう引き取るようにしてください。そういう答えもらわないと納得できないのです。

あと、夜の森の先行地区の除染です。除染と解体の絡みで実際半数しか行っていないということなのですが、確かに中川さんの言うとおりだと思うのです。それだったら、これ方法見直さなければまずいのではないですか。上っ面しかない汚染物質を解体して基礎いじってしまうがためにまざり合ってしまって、要は10センチ取ればいいやつ30センチ取るような状況になるのだと。それを線量調査し

ながら深いところあれば深く取る、浅くていいところは浅く取るという調査しているから時間かかるのだと思うのだけれども、手法的には無理でしょうと思うのだけれども、解体、除染というのは、では無理があるのかなと思うのです。その辺で方法変える気はないのですか。

それと、あとフォローアップ関係はわかりました。いろいろ相手方の対応とか、そういう部分でなかなか苦労している分もあるし、事後モニタリングの結果で納得した人もいたりまつたりして、この辺はスムーズにいっているのかなと思います。里山に関してもそうですよね。順調にいっているのかなと思いますが、この先行地区の除染に関しては、やっぱり解体と除染をもう一度見直さないとまずいのかなと。本来であれば宅地周りの除染をして、それから解体に入ればそんなにまざり合わないと。ただ、建物についているものは下に落ちるというそのマイナス面あろうかと思いますので、その辺はどうなのでしょう、見直す気はないのですか。メッシュ組んで線量調査、それだけできるのですか。

その2つお願いします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課主査（中川春菜君） 解体と除染の順番を見直す、そういう予定、気はあるのかといった点、この点確かにご指摘のとおり、なかなか今まで除染と解体ばらばらにやってきて、その中で試行錯誤しながら、これもうまくいかない、こっちもうまくいかないというような感じで業者にも負担をかけながらやっているというのが確かに現実でございます。今これから復興再生拠点の除染と解体なども始まっていますけれども、このようなまさに富岡のこの夜の森先行区域が除染と解体が、別の工事なのですけれども、一緒に入り始めたという最初の例でして、ご迷惑をおかけしたりしているところです。土地の広さと建物の大きさなどさまざまな状況があるので、一概には言えないのですけれども、その除染が先に入ったほうがいいのか、あるいは解体でやっぱり一番大きく影響するのは基礎を取るときで、上物はあってもなくてもというところなので、何を先にやって、途中ででは解体が入って、次に除染が入って、また解体が入るのかとか、あるいはどっちが先なのかというあたり、今まさにさまざまな方法を考えてやっているところです。先に表土を剥いでから基礎を取ろうかとか、いっそのこと基礎を取ってから表土を剥ぐほうがかえって効率的なのかとか、さまざまな方法を現地で細かく解体の工事の進捗のタイミング、タイミングで線量をはかったりして、何の方法が本当に効率的なのかということを今調査していますので、なかなかこの先行区域の残り150件でうまくそれが生かせるかというところは、ちょっとすぐには申し上げられないですが、今後も余り手間がかかって、ただ土の量がふえて時間だけがかかってというのは効率的でないと思っていますので、効率的で一番最終的に現場がきれいになる方法というのを摸索しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） ありがとうございます。

その場に保管してしまうと、場所がそもそもないだろうといった実態ですとか、あるいは被曝してしまうというような問題かと思います。被曝は、特にしないように遮蔽等するということも含めて保管基準として定めているものの、そういった対応が現にとれないという実態の中で、すぐに持つていってほしいというご要望かとは思います。ちょっと先ほど来申し上げているように、まずはその場で保管というのが制度の全体像であるのですけれども、一方で現にそういう対応をとるにも場所的に制約があるとか、こういった対応を講じ切れない中でその被曝のおそれあるいはご心配であるとか、そういう点は重く受けとめておりますので、そちら今すぐ何か具体的な、電話受けたらすぐ持っていくとかということについて、承知しましたとはお答えできないのですけれども、そこは現場で問題が生じないような対応というものをちょっとと考えさせていただければと思うのです。

○議長（塙野芳美君） 島田さん、それではいつまでも水かけ論なので、はっきり言えない部分はそれはそれでしようがないのですけれども、例えば持ち込みを受け付けたならば、3日か5日か1週間かわかりませんけれども、何日ぐらいでその線量はかって、それで対応すると。もう線量はかれば、ですから該当するものかそうではないかわかるわけですから、ある程度そういう具体論言ってもらわないでそちらのそのルールだけ説明されても話進みませんから、その辺どうですか。ある程度のこと示せないのですか。

島田さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） 済みません、例えばどちらか別の場所に持っていくとしても、持っていく先についてどういった場所が考えられるかとか、幾つか詰めなければいけない点もございますので、今この場で具体的な回答はどうしてもできないのですけれども、問題意識は重々承りましたので、ちょっとこちらで対応考えさせていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） では、その件についてはそれは考えていただくと同時に、ある程度の日数を示してほしいのです。申し込んでどのくらいでその判定が出て、それで判定が出ればすぐに運ぶと。それにある程度必要な日数あるでしょうから、それも含めて後日お知らせください。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 指定廃棄物に関しては、まさに議長の言うとおりだと思いますので、ぜひスピーディーに対応してほしい。本来であれば、8,000ベクレル以上の指定廃棄物を民間の人にさわらせる自体がおかしいですから、そういう事態を起こしたのは、東京電力の今回の事故なのです。屋根材とか屋根裏のものなんかは、すごくそういう線量あるのです。リフォームには必ずそういうものかかってくるのです。そういうことを踏まえて、やっぱりきちんと明確に答えを出してください。

あと、除染のやり方については試行錯誤しているのでしょうかけれども、早急に出さないと復興拠点整備もう始まりますので、それまでは出して、きちんと解体、除染なのか、除染、解体なのか。一番いいのは、私はそういう苦労しているのであれば、除染、解体がいいのかなと思うのですけれども。

解体する物件は建物除染しないで、宅地だけ除染すればいいわけですから、最終的に建物も解体してきれいになった時点で再度線量調査をしてやれば、そんなに高くはなっていないのかなと、これ想像ですから、想像で物言つて申しわけないです。その辺をきちんと出す時期が来ているのではないかと思います。

あと、6号線の堤とこの役場前の問題なのですけれども、それも本当にもう半年できかないです。1年くらい前から言っていますよね。私一番心配しているのは、公的な施設の前とか公的な道路の路肩とかがそういう状況だということなのです。それを何回言つてもやってくれないということは、民間はそういう部分幾らでもあると思うのです。そういうところ見逃されたのでは各個人の持ち主、住んでいる人、そういう人たちは、もう好き放題に被曝しているような感じになってしまいます。そんなに富岡一円全部線量調査細かくできているわけではないので、公的な部分は優先的に急いでやってくれているのかなと思うのですが、そういう抜けている部分何回やってもやらないということは、そっち私心配しているのです。だから、そういう心配をさせないような手法でスピーディーにやってほしいというのが私のお願いなのです。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん、そこで顔で返事しないで、私もちよと控えていたのですけれども、今まで2,000件以上も解体の実績があるのに、それでちょっと私時期的に忘れましたけれども、少なくとも1年以上前に、いろいろやってみたけれども、解体する物件は解体してから除染をしますよと宣言していますよね。それ、まだこれから試行錯誤してまた反転もするのですか。ちょっと一貫性のある答弁をお願いしたいのですけれども、特殊なものは別として。

では、中川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 今のご指摘の除染と解体の順番どうするのかという点につきまして、基本的な環境省の考え方は、今議長おっしゃっていただきましたとおり、建物を壊してからその周りを除染するということでございました。しかしながら、夜の森の先行拠点エリアを実施していく際に、先にその建物を壊してから基礎を起こしてしまうと、その周りの除染していない土とまざってしまうとか、そういう支障がこの冬ごろからにかけまして見つかってきたところでございます。そういうところを踏まえまして、今これから先ほど挨拶で申し上げました5月30日に出した工事では、除染と解体一緒になって工事を出しておりまして、そういう工事の中では、宅地を先に除染してしまうのか、建物を壊すけれども、基礎を残して、その後宅地の除染をしまして、その後基礎を取るですか、そういう工程を今しっかりと検討させていただいているところでございますので、また難しいのは解体の支障物なんかがある場合、地面を掘り起こしてしまうという、そういうケースもいろいろありますし、パターンが何パターンもあるケースございますので、ただいまいただいたようなご指摘も踏まえて、これから行う夜の森の工事につきましては、しっかりとその順番を1件1件考えていくと。ご指摘を踏まえてしっかりとやっていきたいと思ってございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 2点質問させてください。

先ほどからのその指定廃棄物、リフォーム業者さんだけではなくて、やはり建物の所有者の方が環境省の解体に頼らないでもうやっているところもあるみたいですから、何かすごく今議長が何回も期限を決めてと言っても他人事というか、やはりお上の答弁だなとしか思えないのだけれども、どんどん、どんどん民間レベルでは前に進んでしまっているから、持ち出していけないよとか、8,000ベクレルとか、そういう基準を決めたの国だから、国の力で結局全町避難させたり、そういうことをやっているわけだから、だから線量の超えたものはここに置きなさいと。あとは国が責任持りますからというようなものを早く町当局と調整しながらやらないと、国がもたもたしているから出してしまったなんてことになつたら大変だから、誰でもが屋根がわらとか屋根板とかブロック塀とか、露出しているものは8,000ベクレルを超えているということは全ての人がわかっていると思います、関係者であれば。それを結局ぬるいような返事ばかりしていないで、きっちりやはりここに置きなさいということは話詰めてください。それが1点。

あともう一点は事後モニタリング、1—2と1—4なのですけれども、かなりこの何%低減したとか、そういうことは書かれていますけれども、町と帰還困難区域の町民との意見交換会では、やはりこれから帰還困難区域に戻るに当たって、管理区域のようなところには戻れないという人がいっぱいいるのです。環境省は考え方方が違うから、3.8以下は年間20ミリで大丈夫なのだという考え方を持っているのかもしれないけれども、やはり町民は1というものにこだわっているので、ここで1ミリというのが忘れられてもう進んでいくのが私嫌だから改めて言わせてもらいますけれども、0.15とか0.23とか、その辺まで全地目で下げるぐらいの努力をしてもらいたい。0.65とか0.53だからもういいのではないのではなくて、これは途中経過だよと。もっともっと努力するよという姿が見えてこなくて、除染前、除染後、平成28年、平成29年で、平成29年ではここまで下がったからもういいのだよと、そういう解釈をしたくないので、もっともっと前向きに下げてくれることを約束してほしいのです。

その2点。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） ご指摘ありがとうございます。

ちょっと繰り返し同じ答弁をしているように聞こえてしまうような形で申しわけございませんが、先ほど議長がおっしゃったような具体的に日数を区切るぐらいの早い形で持っていっていただきたいという実態ですとか、ただいまご指摘いただきましたようなそのリフォーム業者だけではなくて、個々の家屋の所有者がもうみずから始めているような点も踏まえまして、国が処理責任を持っているその8,000超のところについては、それが置かれることによって復興が進まなくてなってしまうという

ようなことがないようにちょっと対応を急ぎ考えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） 帰還困難区域の除染についても含めて、例えば3.8でいいと思っているのではないかとか、それよりはもっと下げるべきではないかとか、そういうご意見かと思います。確かにその避難指示というのは、年間20ミリシーベルトというのを基準にして出している。それは、3.8マイクロシーベルト相当ということで、いろいろ今までやってまいりましたけれども、環境省として除染で3.8を切ればいいということは全く思っていなくて、技術的に除染という手法で下げられる部分については、帰還困難区域においても今まで同様に下げていきたいと思っています。

また、そういうことを通じて、政府の長期目標であります年間1ミリシーベルトということを除染あるいはそれ以外の手法も含めて達成していきたいと思っております。それは、解除済み区域でも帰還困難区域でも変わりません。そのような形で帰還困難区域の除染についても進めていきたいと考えます。

○議長（塚野芳美君） 安藤議員だけではないのですけれども、時間も大分たってきていますから、質問の仕方、短く。背景も説明したいのはわかるのですけれども、時間の節約に協力していただきたいと思います。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） いや、そういうことではない。

○8番（安藤正純君） いや、いいです。答えが想定できるから終わります。

○議長（塚野芳美君） それ以上のものはもう……わかりました。

そのほかございますか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 特定復興再生拠点区域における2—1です。除染についてなのですが、除染、解体工事はA地区、B地区、C地区から進めることになっているのですが、今までのこの除染、解体の工事を見ると、相当おくれていることは事実なのです。だから、今後においてこの1—8で特定復興拠点除染の30年度の主な除染工事を見ると、予定、計画ですよね。これを見ると、8日、9日において住民説明会を開いてこの30年度の主な除染工事等について、この事前調査同意取得というのがまだこれから始まるわけですよね。先行除染は、私えっと思ったのは、ちょっと戻るのだけれども、先行除染のこのA地区のあれを見ると、一橋ゲートの脇のなぜ、この以前の説明からすると、以前の計画からすると桜通りの50メートル範囲内ということを言われたのです。どういう理由で、このちょっと飛び出す部分が相当あって、これやりやすいから除染を先行除染したのかどうなのか、その辺ちょっと1点聞いておきます。

○議長（塚野芳美君） 今どの資料でやっています、質問は。

○11番（黒澤英男君） 1—8。

○議長（塚野芳美君） 1—8にその夜の森の云々とかというのは入っていましたっけ。

○11番（黒澤英男君） 復興再生の拠点です。

[「先行除染。じゃ、後の問題でも出るんじゃねえの」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） これ次ではないの。こっちの2—1ではないの。どれを見て、これを見てしゃべっているのですか。

[「これで質問しちゃだめだ」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） こっちがメインになっているでしょう、中身が。だったらこっちでやってほしいです。もうやってしまったから、では今のこと受けとめたいかどうかお答えください。

[「その後出なければあれだから……」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） いや、その次こっち聞かなければいいです。ここで、もう途中まで出たから。

[「質問が違うから、この後出すんだから」「こっちの問題でも4時間たつたら6時になっても終わらないよ」「次でやるとき先にやってもらったほうがいいべ」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 今そこまで言ってしまったから、だから今の点だけちょっとお答えください。

[何事か言う人あり]

○議長（塚野芳美君） そうか、担当者違うの。

[「意味がわからんねえか。50メートルなら50メートルと聞いたのに」「これで質問しているからあれなんだ。復旧されている、復興拠点。桜通りの50メートル別だよね」「今度先行除染だけじゃないですね。まだ入っているよね」「入っている」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 黒澤議員、これだからA地区、B地区、C地区の話は、だから次の2—1のこっちの資料でしょう。

○11番（黒澤英男君） ちょっと言い方訂正します。

○議長（塚野芳美君） 訂正でもいいけれども、要約してしゃべってください。

○11番（黒澤英男君） 1—8に関して、30年の主な除染工事等について特定復興再生拠点区域のこの事前調査同意取得というのがこれから8日、9日に説明会を開いて、それでもう同時に除染、解体工事が始まるわけなのですが、この事前調査同意取得が30年度大体この計画を見るといっぱいかかっているわけですよね。そうすると、この同時並行というわけにもいかないでしょうから、この除染、解体工事を着手するのが30年度から始まるわけなのですが、30年度のもう6月何日から始まると思うのですが、果たして31年度のこのいつの時点かわからないのですが、そこで終わるのか。件数から

いって、今までの先行除染とは違って相当件数が多いのです。その辺今までおくれに来ていたものが大丈夫なものかどうか、その辺ちょっと確認したいと思うのですが。

○議長（塙野芳美君） 拠点整備の件ですから、期限内に間に合うのかという質問ですので、端的にお答えください。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生課課長（須田恵理子君） ご指摘ありましたとおり、拠点区域の事前調査同意取得というのは、これから着手ということになります。全部調査が終わって同意がとれてからおもむろに工事を始めるということではなくて、その同意がとれて準備が整ったところから着手をしていきたいということに考えております。まだその調査とか同意取得も始めていない状況で、いつまでに終わりますということともちょっと制限をすることは難しいのですけれども、そういう形でできるだけ工程おくれることのないように進めてまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 今から事前調査同意取得をするわけなのですが、この同意取得だけで30年度いっぱいかかるみたいなのです。それに伴ってこの除染工事、解体というのが同じ時期から始まっている計画なのです。もう例えば6月8日、9日説明会を開いて、その後にずっと始まるとなっているのです。始まりが遅いと思うのです、これは恐らく。同意取得がそんな簡単に、そんなばらばら、ばらばら10件、20件まとまっからどうのこうの、行ったり、こっち行ったり、こっち行ったりはできないと思うのです。ある程度まとめてこの除染、解体をすると思うのです。その辺を鑑みて、おくれのないようにしていただきたいのです。そうではないと、もう富岡全体の帰還、今帰還率がちょっと悪いですから、この辺を間違いなく進めていかないと、今後の富岡の発展にもつながらないですから、この辺だけを気をつけて、徹底的なやり方でこの班をふやし、先ほど班をふやして何班にどうのこうのということありますが……

○議長（塙野芳美君） 黒澤議員、逸脱していますので、その件はもうやめてください。おくれないようにやるという回答はいただいているので、その説明会云々はこちらの資料ですので、そのときに端的にお話しください。

○11番（黒澤英男君） わかりました。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、この件につきましては終了いたします。

これをもって質疑を終了いたします。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時11分)

再開 (午後 2時12分)

○議長 (塚野芳美君) 再開いたします。準備よろしいですね。

次に、中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

二井さん、よろしくお願ひします。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長 (二井幸徳君) 資料1-2に基づきまして、中間貯蔵施設事業につきましてご説明いたします。

私、4月1日から輸送課長をやっております二井と申します。どうぞよろしくお願ひします。私は去る2月、全員協議会で説明させていただきました30年度の中間貯蔵施設における輸送についてのその後の状況についてご報告いたします。資料1ページ目をごらんください。これまでの輸送状況ですが、昨年度、29年度までに76万m<sup>3</sup>の中間貯蔵施設への輸送が済んでおります。パイロット事業から始めて76、それから29年度分としましては、53万m<sup>3</sup>を運んでいるところでございます。本年度、30年度につきましては、180万m<sup>3</sup>の輸送予定となっておりますが、現在4月以降の輸送状況について、下の囲いの中にございますとおり、12万7,000m<sup>3</sup>を運んでいるところでございます。富岡町内の輸送につきましては、1万782m<sup>3</sup>ということになっております。

続きまして、資料2ページでございます。本年の富岡町内の進捗状況についてご説明いたします。資料にございますとおり、既に赤坂1仮置き場が4月20日から、松ノ前仮置き場が5月14日から輸送しております。それぞれの車両台数については、中央に記載しておりますとおり、10トンダンプ10台の4回転を基本に輸送しているところでございます。また、深谷国有林仮置き場の1回目の輸送は、4月26日から輸送が開始され、5月26日無事終了いたしました。その後の輸送予定については、下のところにございますが、深谷国有林仮置き場の2回目の輸送、それから深谷2仮置き場、深谷3仮置き場の輸送は現在調整中でございます。また、下の括弧の中にございます輸送量の増大に対応して円滑に輸送を実施するため、受け入れ分別施設への輸送について作業時間の拡大を行っております。場内の作業時間については、従来7時半から18時までということでしたけれども、6時から始めおります。それから、輸送時間につきましては、8時からというところを6時半からというところで輸送しているところでございます。

それから次、3ページでございます。輸送ルートにつきましては、実車のルートは昨年の輸送と同様県道小良ヶ浜野上線、県道広野小高線を利用してしております。深谷国有林からの輸送に係る空車につきましては、4月の会議におけるご意見を踏まえて、町当局ともご相談し、小良ヶ浜の交差点からの入場変更して、国道6号をさらに南下して総合スポーツセンター入り口交差点から入り、県道広野小高に突き当たった交差点を左折して北上するということにしております。それから、北上は実車、空車とも一方通行となっております。

最後になりますが、参考としまして、4ページの中間貯蔵施設の取得状況でございます。30年4月末の現在、契約済みは904ヘクタールとなっております。計画用地全体面積1,600ヘクタールに対する

比率は、56.5%となっております。年度数の目標としましては940ヘクタールとなっており、着実に契約が進んでいるということでございます。

以上、中間貯蔵施設事業の現在の状況について報告させていただきました。引き続き、安全な輸送に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（高木恒輝君） それでは、高木から埋立処分事業の状況についてご説明差し上げます。座って失礼いたします。

資料4-1でございます。輸送・埋立の実績について、これまでの搬入実績ですが、5月末現在廃棄物の袋数としては約2万1,000袋、うち富岡町内から約7,000、延べ車両としては3,800台程度でございます。今後の予定としましては、30年度末までに7万5,000袋、富岡町内から1万5,000袋程度搬出することとしております。また、深谷国有林内詰めかえ施設についても、灰保管庫に現在灰を移送中でございまして、9月ごろから詰めかえ施設稼働し、詰めかえた灰の搬出も開始してまいります。

4-2、環境モニタリングの結果についてでございます。これは、2月の全員協議会でもお示しさせていただきましたデータをリバイスしております。モニタリング調査実績、ア、敷地境界における空間線量率というところですが、この真ん中の青い線が搬入開始の11月17日を線を引いておりますけれども、この搬入前後、搬入に伴う空間線量率の有為な上昇というの認められておりません。また、イとしまして、施設下流域の河川水中の放射能濃度につきましても、全て検出下限値未満でありました。

続きまして、4-3おめくりいただきて、各工事等の進捗状況についてでございます。先ほどもお話しさせていただきましたが、深谷国有林内におきましては、まず灰保管庫を4月末に1棟完成いたしまして、そこに順次灰を仮設焼却施設から移送中でございます。また、灰の詰めかえ施設については、9月ごろから稼働予定でございます。また、不燃物も、同じく地盤改良容器への封入のための施設につきましても現在建設中であります、来年1月ごろから稼働予定でございます。また、このように深谷国有林内にさまざまな施設をつくっていくということで、円滑な搬入、搬出、その交通量の分散ということのために新たな進入路の整備についても計画し、森林管理署との調整を進めております。それについては、この附属しておりますA3の地図でございますけれども、こちらの深谷国有林の周辺に紫の南と北に2本線を引いております。この真ん中にある黄色とオレンジの線が今ある出入り口になっておりますけれども、これに加えてこの紫色の出入り口を新たに今後整備しまして、交通量の分散を図っていきたいと考えております。

それでは、本資料に戻っていただきまして、4-3の2つ目でございますが、情報発信拠点についてでございます。現在8月中の開館に向けて建設工事を進めております。施設内のイメージ図というのを右側にけております。また、3月に実施させていただいた名称公募につきましては、約300の応募がありまして、現在名称の選定中でございます。また、処分施設内に見学ツアー等も始まります

ので、そういう見学者対応のための改修も実施してまいります。これは、4-4で詳しくご説明いたします。また、檜葉町の波倉地区に建設するセメント固化化施設につきましても、10月中の廃棄物搬入に向け現在建設工事を進めております。

4-4、最後のページですが、見学者案内のための施設改修ということでございまして、情報発信拠点を起点とした見学ツアー等の実施に伴いまして、見学者の安全確保等のための工事を今後実施してまいります。一番右上につきましては、既存の展望台がございますが、そちらについて手すりを新しくしましたり、また案内板を設置するなどいたします。また、展望台に上る階段につきまして、少し勾配が急でしたので、斜めにおりるような新しい階段をつくって勾配の緩和、また昇降機等を新設したいと考えております。また、その下ですが、手すりからの転落防止ということで、板を張って転落防止措置を図りたいと考えております。また、処分場の入り口の部分につきましては、見学に来られる方の待ち合い場所として、こういった建物またトイレを設置したいと考えております。また、見学の中で見学者向けのPR看板、事業の概要ですとか、また地域の魅力を伝える看板等も設置するというような改修工事も今後進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 資料4-2、モニタリング調査実績についてなのですが、このグラフを見ると、11月17日の搬入開始に伴いまして、30年の1月25日から1番を除く周囲の環境、空間線量、これ減衰といいますか、下がってきてているように見えるのですが、この辺の数字の減少は現地としては何らかの方策を講じたとか、何か事情があるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（高木恒輝君） ご質問ありがとうございます。

この空間線量率の遷移ですけれども、大きく見ますと徐々に下がっている。これは、減衰によるものと考えております。その中で、少し下がったり上がりぶれが生じている部分がございますが、これは例えば雪が降って積もっていたと、そういう場合にはそれが遮蔽効果となりまして、一旦下がると。ただ、雪が解ければまたもとの高さに戻ると。雨のときも、ある程度そういう事象がございますので、そういう周りの環境の変化で少し増減がありますが、全体的に見ると徐々に下がっているというような状況でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○2番（渡辺正道君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

同じくというか、特定廃棄物の埋め立て処分の件なのですけれども、11月より搬入開始されて、その後何か規格値を超えたものが入ってきたかどうかというのと、もしわかればどのぐらい最高値というか、高いものでどの程度のものが入ってきたのかちょっとお知らせください。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（高木恒輝君） それは、廃棄物中の放射能濃度という観点かなと思いますけれども、我々のほうで事前にそのあたり管理して一つ一つの情報を確認してやっておりますので、10万ベクレルを超えるものというのは入れておりません。

その最高値が幾らかというのは、ちょっと手元に情報持ち合わせておりませんので、差し支えなければ後日資料をお送りさせていただきます。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○5番（堀本典明君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分場事業についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時23分)

---

再 開 (午後 2時24分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

14時35分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時25分)

---

再 開 (午後 2時35分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定復興再生拠点区域における除染等についての説明を関係課長より求めます。

初めに、企画課長より説明を求めます。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、特定復興再生拠点区域における除染の説明に先立ちまして、私より復興再生拠点計画の担当になりました企画課でありますので、説明をさせていただきたいと思

います。

3月9日に国の認定を受けました特定復興再生拠点計画を円滑かつ確実に実施するため、4月12日に国、県、町による特定復興再生拠点整備推進会議を立ち上げました。同日第1回目の会議をいたしまして、当該区域内の除染、解体についてでございますが、平成29年度住民意向調査の結果により地権者の意向が確認できたため、拠点区域内の家屋、宅地について工事発注手続を進めること。それから、農地は農業復興組合等の意向を確認した後、除染等実施を判断する、この2点について決定したところでございます。本日は、復興推進課から拠点区域内の除染について、あわせて住民課から一時立ち入りについて順次説明させていただきまして、あした、あさってに開催する説明会でも同様に説明させていただきたいと思います。

また、この機会をおかりいたしまして、私より特定復興再生拠点区域内における電気供給についてちょっとお知らせをさせていただきたいと思います。ただいま説明いたしました整備推進会議、これとはまた別に町と東京電力で電気供給について協議を進めてまいりました。このたび樹木等の配電線路への接触、それから建物の被災状況等に電気保安上の観点からすぐに通電できない区域はあるものの、拠点区域内における電気の通電受け付けを行うということを確認いたしました。通電作業は、立ち会いの上で実施となりますので、ただいま東京電力における受け付け準備体制を強化している旨伺っております。詳細については、広報等で再度お知らせをさせていただきますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、復興推進課長より説明を求めます。

復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 復興推進課長です。それでは、特定復興再生拠点区域内の除染及び建物解体工事につきましてご説明申し上げます。

お手元の全員協議会資料2-1と2-2の図面をごらんください。まず、基本方針についてでございますが、特定復興再生拠点区域の再生に向けた取り組みを進める上で大前提となります特定拠点の除染や建物解体工事につきましては、議会からもいただきましたご意見のとおり、面的除染を本格着手からおおむね3年程度での完了を、すなわち避難指示解除予定のところからおよそ1年半前を目指していく予定となっており、資料2-2の図面のA地区、B地区、C地区の順で進めることを基本といたします。

1つ目ですが、建物の除染につきましては、所有者に対しまして丁寧な説明を行い、解体の意向について十分に確認してまいります。除染した建物を除染後に解体いたしますことは、スムーズに事業を進めていくという観点から避けなければならないことと認識しております。工事の順番はA、B、Cの順で進めていく予定となっておりますが、例えばB地区になっております国道6号沿線等に除染後の利活用計画がありますといったような場合には、この順番にとらわれずにそういう箇所を先行して除染、解体をするといったことも考え、除染工程を組んでまいりたいと思っております。次に、

当面の動きでございますが、先ほどの企画課長からのお話にもありましたとおり、拠点内の土地、建物所有者を対象とした説明会を6月8日、9日の2日間で実施いたします。8日につきましては、18時30分より学びの森にて、9日につきましては、9時からいわき市のいわき明星大学、また14時から郡山市のビッグパレットふくしまにて開催いたします。参考までに、学びの森開催の説明資料を事前にお配りしておりますので、後ほどご参照願いたいと存じます。

2つ目でございますが、その後土地、建物の事前調査と除染の同意取得について、まずはA地区の宅地から実施いたします。農地につきましては、農地管理組合の設立等を考慮いたしまして、農地の除染同意取得を今年度下半期からといたします。したがいまして、今年度実施のA地区につきましては宅地、そして農地の順となり、同意取得についても別々となるようになります。

また、3つ目でございますが、拠点区域内の建物解体受け付けについてでございますが、説明会後の6月11日月曜日より役場本庁舎といわき支所、郡山支所内の建物解体窓口にて開始いたします。受け付けにつきましてはA地区、B地区、C地区の地区にとらわれずに、拠点区域内全てを対象といたします。母屋の解体申請には、これまでの解除済み区域と同様に罹災証明書の添付が必要となります。

これからA地区の宅地除染が開始されるまでの間、期間が若干あいてしまいますので、現場が整い次第、おおむね今月下旬より公共施設等の、具体には夜の森つつみ公園やJR夜ノ森駅前等々の工事に着手することとなっております。こちらは済みません、4つ目でございます。建物解体につきましては、さきの臨時議会におきまして企画課よりお配りいたしました公共施設の対応方針に基づきまして、特定拠点区域内の解体が決定しております建物につきまして、解体の準備が整い次第、順次解体とその敷地の除染に取りかかることとしております。

私からの説明は以上となります。

○議長（塙野芳美君） 続きまして、住民課長より説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（杉本 良君） 住民課からは、特定復興再生拠点を含む帰還困難区域への入域手続についてご説明いたします。

資料につきましては、A3判縦カラー刷りの資料2-2をごらんください。まず、帰還困難区域内への入域ゲートについてでございます。現在運用中のゲートは、資料中黒字白抜き記載の3カ所ですが、町民の一時帰宅と公益立ち入りの両方で現在運用している国道6号富岡消防署の東西の2カ所、さらに一時帰宅専用として運用されている夜の森南地内つつみ公園西側のゲートの3カ所につきましては、今後も継続運用となります。今回資料中黄色字に朱書きとなります。一時帰宅の専用ゲートとして日産プリンスやみよしの交差点東側に新夜ノ森東ゲート、夜ノ森駅北側の第1躑躅橋の東側に一橋ゲートの2カ所を新たに追加することによりまして、町民の方々の一時帰宅の際の利便性の向上を図ります。さらに、一時帰宅の際の申請手続に関しましても、従来の国のコールセンターへの事前

電話申請に加えまして、当日の午前中であれば、図面中ちょっと記載がございませんが、高津戸の高津戸スクリーニング場にて直接申請することもできます。確認がとれれば、そのまま困難区域内への立ち入りが可能となります。回数につきましては、従来どおり国のコールセンター内の受け付けを年間30回といたしますが、拠点の設置に絡み、自宅等の除染や解体事業も進められますので、これらに付随した確認や片づけ等での立ち入り回数も増加することが考えられます。その際の30回以上の立ち入りとなる場合、並びに現行国のコールセンターでの対応がないお盆や年末年始での立ち入りにつきましては、町受け付けの公益立ち入りで入域対応とすることで可能となります。また、帰還困難区域内の防火、防犯対策として、従来どおりパトロールは継続して実施いたします。

なお、国道6号東側の帰還困難区域につきましては、区域内の一部に特定復興再生拠点が設けられることから、その防犯対策として拠点内外の境界線上の公道にはバリケードや立て看板等を設置いたします。これによりまして、拠点内での除染や解体作業に従事される方々の容易な往来を極力制限するとともに、事業に伴います交通量の大幅な増加が予想されますことから、現場周辺だけでなく交通の要所となる場所には、諸事業の発注者であります環境省に対しまして警備、誘導員の配備を依頼し、入退域者の確認や円滑な車両誘導によります区域内の犯罪や事故の抑制と一時帰宅する町民の安全確保のための対策を徹底していきたいと考えております。

住民課からは以上となります。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 特定復興再生拠点のこの資料2-2先行除染の区域をずっと赤塗りでなっている図で示されているのですが、私疑問に思ったのは、以前は桜通りから50メートル範囲内ということをうたっていながら、数値が低いから、簡単に例えば夜の森北3丁目の一般ゲートの右側の図面のとおり、この奥まで除染して、これずっと並んでいない、これはわかるのですが、なぜこういう現象が、うちの並びが多いからここまでやったとかなんかとか、どういう関係でこういうふうに入り組んで除染されたのかどうか、その辺1点お伺いします。

○議長（塙野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） ただいまの先行除染エリアの上下ででこぼこになっているところがあるのではないかというご質問でございますが、こちらにつきましては、基本的には50メートルというものが基本になっておるところですが、例えばその50メートルで線を引いたところで、1筆になっている土地があるとか、あるいは一体として使っている土地があるとか、そういう箇所につきましては、そこで切るわけにはいかないというご事情もありますので、その部分についてはでこぼこのような形で1筆で除染をさせていただいたというところでございますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（塙野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 今の先行除染についてはわかりました。

それから、これからA地区、B地区、C地区と除染が始まるわけなのですが、とにかくこれから特定復興拠点区域の解体申請というのが11日から申請が始まって、全て始まるわけなのですが、この説明会を開いてすぐにも解体申請を受け付けとなつて、これはいいことなのですが、反面何か余り早く住民に徹底しないうちにここどんどん、どんどん進んでいくと、置き去りになる人も中にはいると思うのです。その辺やっぱり広報等ある程度こういうことで除染等を始めるからということで、まず住民に知らせるというか、そのために説明会を開くというのはわかるのですが、これに参加しない人も中には相当いると思うのです。その辺の改めてこの復興再生拠点等の除染について、課長からもう一度お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

解体の受け付けにつきましては、なるべく早い段階で受け付けを開始したいという考え方のもとに、説明会終了後もう即時に解体を受け付けできるような体制をとっているところでございまして、説明会に来られなかつた方への周知あるいはほかの関係していない住民の方への周知につきましても、その後追っかけにはなるのですけれども、広報への掲載等で周知していきたいと考えております。

また、参加できなかつた人に対しましても、こちらで参加できた人の名簿等も作成しまして、その後その参加していない方への資料の送付であるとか、個別のご説明であるとか、そういうものを丁寧に行って、こちらの事業についてのご協力を賜りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願ひします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

これは、この全協の資料の2-1なのですけれども、6月8日金曜日、9日土曜日から拠点区域内の土地、家屋所有者を対象に住民説明会ということなのですけれども、これ困難区域全域に出しているのでしょうか、私のところにも来ていますので。そこの文章と合わない。

あと一点ですけれども、説明聞いて理解はしたのですが、入り口のゲートをふやしてくれるということで、ふやしていただける、非常にありがたいのですが、13番ゲートからも入れるようになるということで、先ほど環境省さんから説明受けた内容だと、この13番ゲートから今度浪江、不燃物ですか、これがこのあたりにストックしてここから出入りするのです。そういう状況で、交通量がここ膨大にふえるのかなと思うのです。そうすると、今から変えられればですけれども、本来であれば50番ゲートから入るのが一番小良ヶ浜、深谷地区にとつてはすごく利便性がよくなるのです。このゲート余り混雑していないのかなと思うのです。先ほどの説明で、解体の今度浪江で持つようになる状況が生ま

れて、この辺にストックしてここから浪江の焼却炉に出てやるという説明あったと思うのだけれども、そういうこと踏まえると、変えられるのであれば変えてもらえばありがたいかなと思うのですが、変えられないとすれば、それはそれでしようがないですけれども、その2点お願ひします。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君）　1点目の説明会の案内についてでございますが、今回の特定復興再生拠点区域内に土地、家屋を持っておられる方、あとは先行除染エリアに土地、家屋を持っていらっしゃる方も、立ち入りの関係のお話がございますので、そちらの方につきましても、説明会のご案内はしているところでございまして、全域には出していない状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　住民課長。

○住民課長（杉本　良君）　今お話しいただきました13番ゲートと50番ゲートの開放についてですけれども、13番ゲートにつきましては、富岡インターを利用される方々が高津戸のスクリーニング場で入域許可証を受理して、そのまま北側、川田地区を回りまして、6号線を南下して入りやすいところで13番ゲートで検討させていただいて、今回一応運用ということを前段に進めさせていただいてございます。50番ゲートにつきましては、今後運用の状況を見まして、内閣府とさらにゲートの増設につきまして協議させていただきたいと考えております。

なお、先ほども申しましたけれども、帰還困難区域内ではありますが、拠点のために車両等の増加が十分に考えられますので、十分な誘導員等の配置も環境省と話をしながら事故防止にはつなげていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　わかりました。2-1の資料については、私勘違いの部分もありました。申しわけありません。

あと、入り口ゲートの件に関しては、詰めて多分決定していると思いますので、交通の状況見ながら、余り混雑するようであれば、50番ゲートに変えていただく方法も考えてください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君）　質問終わったのですけれども、業者と町はわかっているのでしょうかけれども、私を含めてあとの人間は13番とか50番とか言われてもわからないので、ちょっと念のためにそれ説明してください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　こっちに入っているの。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　別な資料で話しあいでください、わからないので。

皆さんわかりましたでしょうか。私はわからなかつたのだけれども、これにその13番とか……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 続行します。

そのほか質疑ございませんね。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） もういいです、何かわかったみたいですから。

それでは、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、特定復興再生拠点区域における除染等についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時55分)

---

再 開 (午後 2時56分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、JR常磐線夜ノ森駅東西自由通路整備事業についての説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 議員の皆様には、引き続き新規事業として計画しておりますJR常磐線夜ノ森駅東西自由通路についてご意見を伺いたく存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私より事業の概要を説明させていただき、引き続き渡辺主幹より資料により説明いたします。今回当課の新規事業として進めるJR常磐線夜ノ森駅東西自由通路の整備事業については、長年要望のありましたJR常磐線夜ノ森駅の西側乗り入れ口を含め、同駅軌道東側の富岡町特定復興再生拠点と既に避難区域が解除になっております西側を結ぶ自由通路の新設事業であります。また、既存夜ノ森駅は廃止し、本自由通路中央部に駅機能を配することとしております。本事業は、平成31年度末のJR常磐線の全線開通とともにこれから富岡町北部の復興に大きく寄与するものと考えております。

それでは、資料により渡辺主幹より説明させますので、ご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 渡辺主幹。

○主幹兼拠点整備課長補佐（渡辺研也君） それでは、説明させていただきます。

全員協議会資料3をごらんください。基本的な計画を、まず説明いたします。JR夜ノ森駅につきましては、現在東側からのみ乗りおりできる状況となっておりますが、今回東西自由路をつくりまして、西側からも駅に行けるといったような事業でございます。右側上の図面をごらんください。赤色が今回計画しております東西自由通路でございます。オレンジ色の部分が現在の夜ノ森駅でございます。縦側に赤い色で書いてあるところが東西自由通路となりまして、場所につきましては、現在の夜ノ森駅舎のところに通る予定となっております。

東西通路のイメージについて、左側真ん中の側面図をごらんください。夜ノ森駅につきましては、掘り割りとなっておりまして、線路とホームが一段低くなっていますので、そのホームの上に橋をかけまして自由通路をつくる。真ん中のところから階段でホームにおりていくといった計画となってございます。またあわせまして、バリアフリーの観点からエレベーターもこの真ん中のところに設置したいと考えております。

右側平面図戻りまして、縦側の自由通路から左側に延びている部分がそのエレベーター及び階段の部分であります。今回の計画にあわせまして、JRでも橋上駅化ということで、駅の機能をこの真ん中の左側の部分に持ってくるというような予定となってございます。東西自由通路の西側と東口のところには、駅前広場ということで広場を設置することを考えてございます。詳細な設計については、これからでございますので、設計の中で範囲とあと詳細な中身については検討させていただきたいと考えております。

また、現在の夜ノ森駅舎でございますが、ちょうど場所が東西自由通路の設置場所ということもありますので、現在の駅舎については支障になることから、撤去するというような計画になりますが、東口のところに新たに交通接点の待合室ということで整備をしまして、そのところに現在の夜ノ森駅舎のいろんな施設ですか、そういうものを一部JRから譲り受けまして、震災の遺構あるいは現在の夜ノ森駅を想起できるようなものとしまして、待合室を新たに整備したいと考えてございます。また、既設のトイレが今東口にございますので、こちらちょっと再度細かい調査をさせていただいて、取り壊すとなればそのトイレの機能もあわせまして待合室につけるといったことも検討していきたいと考えてございます。計画としては以上な感じでございますが、このJRの再開通が平成31年度となっておりますので、それに合わせまして整備を進めていくわけでございますが、工程的にちょっと非常に厳しい状況となっておりますので、その再開通の時期には全部完全にできるところはちょっと難しいかも知れないのですが、夜ノ森駅舎については、乗客が東からでも西からでも乗れるような形で整備は間に合うように進めていきたいと考えているところでございます。今説明しましたスケジュールがその左下の部分でなっております。詳細については、あとごらんいただければと思います。

戻りまして、事業の必要性のところ、資料左側でございます。JR夜ノ森駅につきましては、特定復興再生拠点区域の核となる施設であります。この区域の一番最初の整備となる施設等もございます。こういったことから、町としましてもここ、拠点整備区域を進めていくのだという意味で、この事業につきましては帰還困難区域の復興のシンボルとなるような事業であると考えてございます。また、帰還困難区域あるいは区域が避難指示が解除された区域、あわせまして富岡町の北部全体としましても中心になる場所かなと考えてございまして、現在富岡駅、先行して拠点整備進めてございますが、町の北側についても、町としましては均衡ある発展の点から整備を進めたいと考えてございまして、その先駆けとなる施設と捉えているところでございます。また、夜ノ森駅といいますのは、ツツジが有名でございますので、この東西自由通路をつくることによりまして、上からツツジが眺望と

いいですか、見れるような形になると、そんなところでございます。夜ノ森駅の桜とあわせまして、観光を推進するような事業とも捉えておりまして、また今回新たに西口駅前広場も整備しますので、町外あるいは町内からのアクセス、利便性が向上していくということから、観光交流人口の増加を図る事業と考えているところでございます。

スケジュール、先ほどちょっと説明いたしましたが、31年の常磐線開通はもう決まっておりますので、それに合わせて進めていきますと、今後これから東西自由通路の設計あるいは駅前広場の設計を着手いたしまして、一部現在の夜ノ森駅舎の解体を進めると。設計が終わりましたら、今年度年明けの1月、2月ごろに本体工事に進んでいくというようなスケジュールとなってございます。

続きまして、整備予算を説明させていただきます。資料右下をごらんください。上側が自由通路の分、下側が駅前広場の分でございます。一番上が自由通路の基本調査計画費となってございまして、こちらにつきましては1,100万円。その下が東西自由通路本体の詳細設計、こちら1億400万円となっております。その下が東西自由通路の整備の工事費でございまして、こちらが9億1,300万円。その下、駅前広場に移りまして、測量設計、用地費合わせまして8,700万円、西口駅前広場の工事費としまして1億7,400万円、東口の駅前広場としまして8,000万円。また、東口につきましては、通路と広場の間にちょっと段差ができる予定ですので、その分スロープ等整備する費用としまして2,500万円を考えているというところでございます。合計合わせまして、一番下の欄になりますが、13億9,400万円となってございます。

事業費の財源でございますが、財源の右側、補助金とある部分がございますが、こちら駅前広場の分については、国及び県で調整を進めておりまして、想定でございますが、1億7,600万円ほど補助事業として認められるというようなことで調整を進めているところでございます。また、その隣のJRの分で8,000万円ということで考えてございまして、こちらについては、橋上駅に今回係る分、あるいは既設施設の解体の部分でJRの負担になる分について8,000万円ということでございます。また、町の負担でございますが、一般財源で2億9,800万円、基金で8億4,000万円としております。この基金でございますが、こちら県から交付された基金でございまして、震災からの復興に資する事業であります、市町村のそれぞれの窓口の事業でほかの補助メニューに合わないような事業について活用してくださいということで、おおむね震災から5年から10年の間に使ってくださいということで配付されている交付金でございます。今回この東西自由通路の部分、合致する補助メニューがないことから、それぞれの費用に充てさせていただきたいと考えてございます。また、一部県とか国の補助金を想定はしておりますが、引き続きほかにもちょっと何か適用できるような補助金ないかどうか、これについては引き続き検討、調整させていただきまして、なるべく町の負担少なくなるように進めてまいりたいと思います。

表の一番右側、6月補正の部分でございます。今回6月の定例会で上程を予定しております補正予

算について説明いたします。一番上が基本調査設計費としまして1,100万円、自由通路の詳細設計、こちらJRとの協定により負担金となります、こちらが1億400万円、自由通路の工事費、こちらもJRの負担金となります、3,000万円。これにつきましては、先行して施設の解体をする部分の費用でございまして、今回自由通路設置することによりまして、現在の夜ノ森駅舎ですとかあるいはホームの一部分、こちら町の事業の移転補償というふうな形の意味合いで工事費の部分を出すものでございます。また、駅前広場の設計につきまして4,000万円、合計で1億8,500万円を事業を行うのに当面必要となりますので、そちらを6月の補正予算で計上させていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 私から維持管理費として考えられる予算をご報告したいと思います。

まず、維持管理費としましては、自由通路自体の経年劣化とかそういう塗装修繕、これは当面費用は発生しないものと考えておりますが、一方エレベーターを1基設置することによって、富岡駅のJR負担金から試算し、年間約150万円ほどの維持管理費がかかるものと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 2点ほど。

東口にある大イチョウが、この事業に対して撤去する法線にぶつかってしまうのだが、とにかく残すようにしてもらいたいという1点と、あと西側、いかなる状態でも、仮設トイレでも何でもいいからトイレは確保してくださいというお願いの2点。

○議長（塙野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 拠点整備課長です。まず、1点目の東口にある大イチョウについては、現在の計画法線上はこちら幹はかからないという形で計画していますので、なおかつ枝の状況も確認しながら決めていきたいと思っております。

まず、2点目のトイレについてでございますが、今後の特定復興再生拠点の除染の状況等を考えながら、仮設トイレ等も考慮し、進めていきたいと考えていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、JR常磐線夜ノ森駅東西自由通路整備事業についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時11分)

---

再 開 (午後 3時12分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する（案）についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） 皆さんお疲れのところ、続きまして付議事件4の富岡町国民健康保険税条例一部を改正する条例について説明させていただきます。では、説明に当たっては、座ってさせていただきます。

今回の改正の主な内容につきましては、地方税法施行令の改正と平成30年度の国民健康保険税の課税額算定を行うための所要の改正を行うものであります。まず、地方税施行令の改正につきましては、本年度より国民健康保険税につきまして都道府県が財政運営の主体となることから、その仕組みに見直されることによる改正でございます。また、医療保険の負担について、負担能力に応じた公平性の観点から、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する軽減判定所得の拡充による改正であります。

次に、課税額算定の改正につきましては、本年度の国民健康保険税の必要額を算出するに当たり、税率の設定を行う改正となります。なお、本条例の一部を改正する条例案につきましては、6月の定期議会へ上程する案件となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、詳細につきましては、資料に基づき課税係長の伊本よりご説明させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○税務課課税係長（伊本和明君） ありがとうございます。

それでは、全員協議会資料4-1をごらんください。平成30年度国民健康保険税率算定についてご説明いたします。まず、1、税率設定方針について、平成30年度の国民健康保険税の算定は、例年どおり4方式を用い、低所得者軽減については7、5、2割の軽減を行います。また、医療分の負担限度額の上限及び軽減判定時の所得範囲が5割、2割軽減で増額されたため、改正後の額にて算定を行います。資産割に関して、今年度より県と町との共同運営（広域化）となり、保険税負担の平準化が図られ、資産割は廃止となります。廃止時期については当面各市町村の判断によるとされておることから、当町では今年度は資産割の負担割合をおおむね50%縮小させ、平成31年度に廃止とする予定でございます。

なお、本年度の国民健康保険税は、帰還困難区域以外の世帯所得600万円を超える上位所得世帯及

び住民税未申告世帯に対しては、国からの財政支援が打ち切られているため、震災前と同様の通年課税となります。

続きまして、2、平成30年度必要額について、こちらは前年度との必要額を比較した表になります。まず、医療一般分につきましては、前年度から6,148万5,072円の減、後期支援金については2,120万7,843円の減、介護納付金につきまして1,892万5,740円の減と全てで下がっております。合計いたしまして1億161万8,655円の必要額の減となってございます。

続きまして、3、課税基礎（基準額・人数）等につきまして、まず1、医療後期支援分です。こちらは、国民健康保険加入者全員が対象となります。まず、所得割課税基準額は、前年度と比較いたしまして1,389万6,321円の増。資産割の課税基準額は、固定資産税額をもとに算定しておるため、前年同様のゼロ円となります。被保険者数、世帯数につきましてはそれぞれ230人、62世帯の減。軽減世帯数は、軽減割合の所得範囲が増額されたこともありまして、61世帯の増。軽減額については、これから税率ご説明申し上げますが、そちらの税率下がったことによりまして572万5,560円の減となっております。

2ページをお開きください。2、介護納付金分ですが、こちらは国保加入者のうち40歳から64歳の方が対象となります。所得割課税基準額が5,951万9,673円の減。資産割については、先ほどと同様のゼロ円。被保険者数、世帯数はそれぞれ155人、90世帯の減となっております。軽減世帯数が15世帯の増で、軽減額といしまして206万1,810円の減となっております。

それでは、4、平成30年度国民健康保険税率について、左が昨年度、29年度の税率、右の表が30年度の税率の案となります。それでは、医療一般の所得割は6.75で据え置きでございます。資産割が19.87%から9.87%、均等割が3万2,800円から2万7,600円、平等割が2万4,000円から1万9,600円。後期の支援の所得割が2.6%で据え置き、資産割が7.41%から3.41%、均等割が1万2,300円から1万400円、平等割が9,600円から9,200円。介護納付分です。所得割が……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） ということです。よろしくお願いします。

○税務課課税係長（伊本和明君） そうしますと、では30年度の率を申し上げます。介護納付分が2.4%、所得割が2.45%、資産割が3.26%、均等割が9,700円、平等割が6,400円といった税率の案となっておりまして、金額1人当たり及び1世帯当たりの調定額としての金額といしましては、30年度が1人当たり11万531円、こちらは前年比で1万2,930円の減となっております。1世帯当たりの調定額としては18万4,521円、こちらは2万5,243円の減となっております。この税率が下がった大きな要因といしましては、必要額が下がったことによるものになりますが、その必要額の減というものが広域化されたことによって、急激な変化を緩和するための国費が投入されているものによるもので

す。

続いて、5になりますが、その国費投入がいつまで継続されているかも定かでございません。その

ため、緩和措置が終わってしまうと税率の引き上げも十分考えられるため、町民の負担を少しでも抑えていくため、医療費の抑制や制度の周知は喫緊の課題と考えております。

資料4-1についての説明は以上で終わります。

○議長（塙野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 続きまして、3ページから資料4-2については、本条例の改正の議案文及び新旧対照表でございますので、6月の定例議会に上程する内容になっておりますので、後ほどご一読をお願いしたいと思います。

また、15ページから資料の4-3につきましては、本条例の改正する内容につきましてわかりやすくまとめておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上となりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ないのですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時22分)

---

再 開 (午後 3時23分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部からございますね。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） さくらモールの入店者が決定しましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。資料につきましては、こちらでご用意させていただかないで、口頭でご説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

さくらモールとみおかの飲食店1店舗が閉店に伴いまして、5月の17から31までの2週間の間応募を求めたところ、1社の出願がございました。こちらにつきましては、6月5日に飲食店入居にかかる審査会を庁舎内で開催させていただきまして、応募されましたMG株式会社を入居テナントとして決定をさせていただきましたので、ご報告させていただきたいと思います。

なお、MG株式会社、こちらにつきましては、代表取締役がモリタユタカと申しまして、所在地は富岡町本岡字本町578番地のリベラルヒルズに本社機能を置くということでございます。従業員につ

きましては20名、そのうちさくらモールとみおか店の中での店舗展開につきましては、5名という形で行うということでございます。モットーとしましては速い、安い、うまいをコンセプトにカレーとギョーザというようなことでの情報を得ております。なお、名称につきましては、さくら屋という名称で事業展開をしたいということでございます。なお、オープン時期につきましては、6月下旬までに何とか開店したいというようなことでご報告いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） まず、ただいまの件について質疑ござりますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では次に、総務課長よりJR常磐線新駅に係る負担金についての経緯、経過報告の報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。私からは、東日本旅客鉄道株式会社と、それから福島県双葉地方町村会が常磐線広野駅軌道駅間に計画する新駅につきましてということをご報告申し上げたいと思います。

このことにつきましては、今年度当初予算編成時に詳細な説明ができないまま町村会より求められた負担金を予算に計上させていただき、特段のご配慮のもと予算を確保していただいたというものでございますので、経過、その他を報告させていただくということになっております。

全員協議会資料（その他2-1）をごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、JRが双葉地方町村会、それから福島県と協定を締結した際にJRが作成した資料でございまして、計画の概要が①から⑤というところに書いてございますので、お読み取りをいただければと思います。

なお、その下のスケジュールでございますが、新駅につきましては、Jヴィレッジの全面営業開始が2019年4月ということになっておりますので、その時期を目途として事業は進めてまいると聞いております。

それから、資料をおめくりいただきまして、5ページ、その他2-2という資料をごらんになっていただきたいと思います。全体事業費が15億円ということでございますので、JRが3分の1、福島県が3分の1、町村会が3分の1ということでそれぞれ負担するということになっております。町村会が負担する5億円の8カ町村のそれぞれの負担額表が資料のその他2-2でございます。これにつきましては、新駅に直接関係いたします楢葉町、広野町の負担割合を全体額に対して80%といたしまして、残り20%をほか6町村で負担するというふうな表でございます。ただし、川内村、葛尾村につきましては、JR常磐線沿線の村ではないということで、若干配慮がなされているといったところでございます。

おめくりいただきまして、7ページ、資料その他の2-3をごらんになっていただきたいと思います。資料その他2-3につきましては、平成30年3月28日に双葉地方町村会福島県東日本旅客鉄道株

式会社がこのことについての事業協定、基本協定を結んだ協定書になってございますので、ご確認をいただければと思います。

このことにつきましては、本来もう少し時期が早く皆様にご報告すべきことではございますが、これまで町村会に詳細の説明を求めていたところ、ようやくこの資料が提出されたというところでございまして、時期を逸した報告になって大変恐縮でございますが、町村会には情報提供の遅さと丁寧でない説明を改めるようにと強く求めておりますので、今後適宜報告してまいりますので、皆様のご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 報告が終わりましたけれども、ただいまの報告に対して何か質疑ございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 1点だけ。

広野、柏葉の議会では、これはもう話しして異論なかったのか、わかれば。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 双葉地方町村会事務局に確認しましたところ、8カ町村に求めた負担金額をそれぞれ当初予算に各町村とも計上したというところを伺っております。その際には、いろんな議論があったと聞いてはおりますが、結果的には当初予算に計上したというところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、議員からその他ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 3時30分)